

令和8年度真室川町技能向上支援事業

就職のための資格取得、従業員教育のための研修会開催・受講・資格取得を支援します。

補助対象者

1. 求職者・個人事業者の場合

対 象 者：町内に住所を有し、町税の滞納がない求職中の方、又は個人で事業を営む方

対象資格：就職または職務上必要とする資格又は免許等で、国等の他の補助金を受けていないもの

対象経費：講習等の受講料、教材費、受験料、免許登録料

補助金額：対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て。1年度につき上限100,000円)

2. 事業者の場合

対 象 者：町内に主たる事業所を有する事業者、又は町民を従業員として雇用している町外事業者で、税金の滞納がない事業者

対象事業：以下の①～③のうち、事業者が経費を負担するもので、国等の他の補助金を受けていないもの

対象事業①：従業員に、職務上必要となる資格又は免許等を取得する事業

対象事業②：従業員に、職務上必要となる技能取得のため、研修会等を受講させる事業

対象事業③：従業員に、職務上必要となる技能取得のため、研修会等を開催する事業

対象経費：講習等の受講料、教材費、受験料、免許登録料、研修会等の受講料、旅費及び宿泊費、研修会等を実施するための会場借上料、講師の謝金

※町外事業者の方は、真室川町民の従業員分のみが対象経費となります。

補助金額：対象経費の1/2

(1,000円未満切り捨て。1年度につき事業①～③を合わせて上限100,000円)

申 請 期 限

令和9年3月31日まで

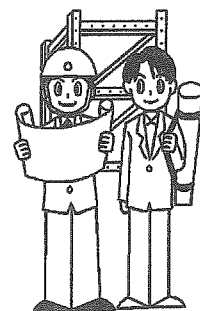
手 続 き

1. 補助申請

補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出ください。

2. 交付決定

提出いただいた書類を審査の上、交付決定通知を送付し、指定口座へ入金します。



そ の 他

詳しくは、真室川町公式ホームページでご確認ください。

なお、手続きに必要な書類は上記ホームページにてダウンロードできます。

※ご不明な点がございましたら、当係までお問い合わせください。

※右側のQRコードから真室川町公式ホームページでもご覧いただけます。

企画課産業交流係 Tel62-2050 (内線224)

